

# 刑の一部の執行猶予制度の導入に伴う更生保護法改正の要点

「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」として平成25年6月19日公布。平成28年6月1日から施行。

## 刑の一部の執行猶予制度の創設

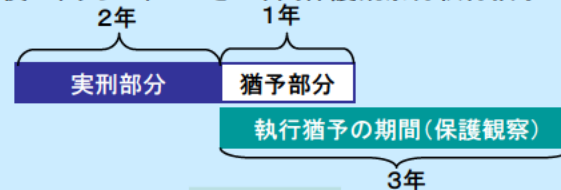
判決により、3年以下の懲役・禁錮の一部の執行を猶予

### 対象

- ① 初入者：初めて刑事施設に入所する者等  
～裁量的に保護観察に付される。
- ② 薬物事犯累犯者：薬物使用等の罪を犯した者  
～必要的に保護観察に付される。

実刑期間が満了すると、帰住先の有無にかかわらず出所。

(例) 懲役3年うち1年につき3年間保護観察付執行猶予



薬物依存が進んだ累犯者が必ず保護観察に付される。

## 更生保護法改正の要点

### 帰住先の適切かつ迅速な確保 保護観察への円滑な移行

地方更生保護委員会の関与による生活環境の調整の充実強化

- ・保護観察所に対する指導・助言
- ・保護観察所間の連絡調整
- ・調査の実施

保護観察付一部猶予者の住居の特定手続の新設

保護観察付一部猶予者の特別遵守事項の設定・変更手続の整備

### 薬物事犯者に対する 保護観察の充実強化

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則の新設

- ・医療・援助を行う機関等との緊密な連携
- ・医療や保健福祉機関の薬物依存改善プログラム(専門的援助)を受けられるように指示することが可能に

②の薬物事犯累犯者につき、原則として特別遵守事項により専門的処遇プログラムを実施

## 制度の適切な運用に際しての課題

帰住先がない者のための住居の確保  
関係機関・団体との連携等

地域の病院、保健福祉機関等との連携体制の確立  
厚生労働省と策定したガイドラインの着実な実施

地方更生保護委員会・保護観察所の体制整備